

特許庁委託
ジェトロ知的財産権情報

模倣対策マニュアル

タイ編

2008年3月

JETRO

第 I 編 産業財産権の取得

第1章 概要

1-1. タイでの知的財産権関連法

タイは、1995 年以来、WTO メンバーとして、TRIPS 協定履行のための法改正を行ってきており、現在に至るまでに以下の法律により知的財産権が保護されている。

法律名	保護の対象	要件	登録の必要性	保護される実施行為	侵害に当たらない行為	権利保護期間
特許法 (1999 年改訂第 3 版)	発明 (特許)	新規性、進歩性、産業上の利用可能性	必要	製造、使用、販売、販売のための所持・申し出、輸入	出願前からの使用、教育もしくは研究目的での使用等	出願日から 20 年間
	小発明 (小特許)	新規性、産業上の利用可能性				出願日から 6 年間 (2 年ずつ 2 回更新可能)
	意匠	新規性、工業・工芸上の利用可能性。				出願日から 10 年間
商標法 (2000 年改訂第 2 版)	商標、サービスマーク、証明商標、団体商標	識別性、法で禁じられていない商標であること、登録商標に同一もしくは類似していないこと。	必要	指定した商品/役務に係る商標の使用	個人名もしくは事務所名に善意で使用したり、またはその商品の記述に善意で使用する事等	登録日から 10 年間。10 年ごとに更新可能
著作権法 (1994 年改訂第 2 版)	創作物 (文学/演劇/美術/音楽/視聴覚/録音/映画/視聴覚放送など)	著作者によって創作されたもの。	自動的に保護されるが、知的財産局へ記録することが可能	複製、改変、公衆への伝達、著作権から生じる利益を他人に与えること	私的使用、利益を目的としない研究、教育目的等	創作日から起算して、創作者の死後 50 年間まで 法人著作の場合は、公表後 50 年間

営業秘密法 (2002年)	秘密情報	情報の秘匿性、有用性、非公知性	不要 知的財産局へ記録することが可能	営業秘密の開示、持ち出し、使用	必要な場合、管轄の政府機関による開示又は使用する 場合。 独自に発見した場合。 リバースエンジニアリングを行う場合	秘密とされている期間中
集積回路の回線配置保護法 (2000年)	回路配置	創作者によって独自に創作された回路配置又はその組み合わせであって、集積回路業界の中でありふれていないこと	必要	半導体集積回路の製造、販売、輸入	業を目的としない自らの関心による複製	出願日もしくは最初に業として利用した日のいずれか早い日から10年間
地理的表示法 (2003年)		使用される商品の一般名称でないこと。	必要	地理的表示をその地域にて使用すること。	無し	保護期間についての規定はない
種苗法 (1999年)	植物新品種、地域固有植物品種、地域一般植物品種、野生植物品種	区別性、均一性、安定性	必要	登録品種の生産、販売、輸入、輸出、あるいはそれらを目的とした所持。	特許	登録日から12年(二年生植物)、登録日から17年(多年生植物)、登録日から27年(多年生かつ木質を使用する植物)

1-2. 主な国際条約への加盟状況(2008年2月時点)

権利別	国際条約	加盟状況
特許権	パリ条約	2008年1月にパリ条約加盟案がタイ国会を通過。
	PCT(特許協力条約)	2008年1月にPCT加盟案がタイ国会を通過。
	WTO協定	加盟
	ストラスブール協定(特許分類について)	未加盟
	ブダペスト条約(特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関して)	未加盟
	バイオセイフティに関するカルタヘナ議定書(The Cartagena Protocol on Biosafety(CPB))	加盟
	生物の多様性に関する条約(Convention on Biological Diversity / CBD)	加盟
意匠権	パリ条約	2008年1月にパリ条約加盟案がタイ国会を通過。
	WTO協定	加盟
	ヘーグ協定	未加盟
	ロカルノ協定	未加盟
商標権	パリ条約	2008年1月にパリ条約加盟案がタイ国会を通過。
	マドリッド協定議定書	未加盟
	WTO協定	加盟
	ニース協定(商標分類について)	未加盟
著作権	ベルヌ条約	加入(一部留保)
	万国著作権条約	未加盟
	実演家等保護条約	未加盟
	レコード保護条約	未加盟
	WTO協定	加盟
育成者権	植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV)	未加盟
	WTO協定	加盟
営業秘密権	WTO協定	加盟
集積回路の回路配置権	WTO協定	加盟
地理的表示権	WTO協定	加盟

1-3. タイ国が署名した FTA/EPA における知的財産の取り扱い状況

- ・ 日タイ経済連携協定

2007年4月3日に安倍晋三日本国内閣総理大臣及びスラユット・チュラノン・タイ王国首相の代表のもとで締結された。

「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」の第10章には知的財産の項目が設けられており、以下の内容について連携していく旨合意された。

- ・ 第10章「知的財産」（第122条～第144条に規定されている）
- ・ 対象となる知的財産権：特許、意匠、商標、著作権及び関連する権利、植物の新品種、不正競争の防止等

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 知的財産の十分、効果的かつ無差別的な保護の確保（内国民待遇・最恵国待遇の原則に基づく知的財産の保護）・ 手続き事項の簡素化（国際分類に従った特許出願及び商標登録出願の分類付与努力等）・ 透明性促進のため、関連情報を公開・ 周知商標の保護・ 不正競争行為の禁止・ 知的財産権の権利行使の強化（水際取締りにおいて、商標権等侵害疑義物品の輸入者氏名等を権利者に通知する等）・ 知的財産の分野における協力・ 知的財産に関する討議メカニズム（小委員会）の設置 |
|---|

外務省 WEBSITE より引用：http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/

- ・ タイ(ASEAN)と中国との自由貿易協定

タイ（ASEAN）と中国は、「モノの貿易に関する FTA」が 2004 年 11 月 29 日にラオスのビエンチャンでの首脳会議にて締結及び調印された。

知的財産に関する特別な条項がなかったものの、WTO の規定に基づく知的財産権に関する協力を互いに強化していくことで合意が交わされた。

- ・ タイとニュージーランドとの経済緊密化協定（TNZCEP）

タイとニュージーランドとの経済緊密化協定は 2005 年 4 月 19 日に調印され、2005 年 7 月 1 日に発効した。本協定では、モノ、サービス、投資に関する市場アクセスの自由化、税関手続き、E-Commerce、知的財産、政府調達、競争主義といった貿易関連の協力も含む。

タイとニュージーランドは、税関手続き、E-Commerce、知的財産、政府調達、競争主義といった両国の貿易面のビジネスを促進し、かつ柔軟にサポートしていくための部門を、ビジネス情報の交換、両国の担当者の研修や啓蒙セミナーなどを行っていくなどして、活性化していくことになる。

- ・ タイ・オーストラリア自由貿易協定（TAFTA）

タイ・オーストラリアの自由貿易協定は 2004 年 7 月 5 日に調印され、2005 年 1 月 1 日に発効した。本協定では、モノ、サービス、投資についての自由化、及び非関税政策や、ダンピング防止政策により引き起こされる貿易障害を取り除くための協力が求められた。

知的財産については、タイとオーストラリアは、知的財産保護システムの構築を促進・発展することで合意した。例えば、中小企業経営者を含む発明者や個人の創作者らに、知的財産の創造や啓蒙活動を行うことである。さらに、両国は、一般人に対して知的財産保護の認識を高めるよう協力していくこと、また知的財産権を効果的に使用することによる有効性や優位性について推進していくことになった。

1-4. 知的財産権取得に関わる政府機関名

商務省タイ知的財産局

Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce (略称 : DIP) Address : 44/100 Moo 1, sanambinnam-Nonthaburi Road, Bangkrasor, Amphur Nonthaburi, Nonthaburi 11000

Tel: 02-547-4621-25

Fax: 02-547-4691

Website : <http://www.ipthailand.org>

タイ知的財産局(DIP)の組織図:

